



県 章

滋賀県公報

平成 18 年 (2006 年)
2 月 6 日
第 2594 号
月 曜 日

毎週 月・水・金曜 3 回発行

目 次 (印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示

町の区域および名称を変更する旨の届出 (自治振興課)	109
騒音に係る環境基準の地域の類型にあてはめる地域等の指定の一部改正 (環境管理課)	109
騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音および特定建設作業に伴って発生する騒音を規制する地域の指定の一部改正 (環境管理課)	110
新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域の一部改正 (環境管理課)	110
振動規制法に基づく振動を規制する地域の指定および規制基準の設定の一部改正 (環境管理課)	110
悪臭防止法に基づく悪臭原因物の排出を規制する地域の指定および規制基準の設定の一部改正 (環境管理課)	111
滋賀県光化学スモッグ対策実施要綱の一部改正 (環境管理課)	111
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (元気長寿福祉課)	111
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (元気長寿福祉課)	111
入札参加者に必要な資格等 (総務課、事業課)	112
○ 公 告	
建設業法に基づく許可の取消し処分の公告 (監理課)	114
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (住宅課)	114
一般競争入札の公告 (事業課)	114
○ 警 察 本 部 公 告	
平成 17 年度滋賀県警察官 (県外 B) 採用試験合格者公告 (警務課)	116
○ 正 誤	

告 示

滋賀県告示第 141 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条第 1 項の規定に基づき、大津市長から大津市の区域内の町の区域および名称を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成 18 年 2 月 6 日

滋賀県知事 國 松 善 次

変 更 前	変 更 後
町 地 番	町
平 野 一 丁 目 461	牧 一 丁 目

滋賀県告示第 142 号

平成 13 年 滋賀県告示第 196 号 (騒音に係る環境基準の地域の類型にあてはめる地域等の指定) の一部を次のように改正する。

平成 18 年 2 月 6 日

滋賀県知事 國 松 善 次

表中

「	秦	荘	町	町の一部の地域		B、C	」を
「	愛	知	川	町の全域		B、C	」に
「	愛	荘	町	町の一部の地域		B、C	」に

改め、浅井町の項およびびわ町の項を削る。

付 則

この告示は、平成 18 年 2 月 13 日から施行する。

滋賀県告示 第 143 号

昭和 48 年 滋賀県告示 第 120 号 (騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音および特定建設作業に伴つて発生する騒音を規制する地域の指定) の一部を次のように改正する。

平成 18 年 2 月 6 日

滋賀県知事 國 松 善 次

表中

「	長	浜	市	市の全域			」を
「	長	浜	市	市の一部の地域			」に、
「	秦	荘	町	町の一部の地域			」を
「	愛	知	川	町の全域			」に
「	愛	荘	町	町の一部の地域			」に

改め、浅井町の項およびびわ町の項を削る。

付 則

この告示は、平成 18 年 2 月 13 日から施行する。

滋賀県告示 第 144 号

平成 13 年 滋賀県告示 第 200 号 (新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域) の一部を次のように改正する。

平成 18 年 2 月 6 日

滋賀県知事 國 松 善 次

表中

「	秦	荘	町	町の一部の地域			」を
「	愛	知	川	町の全域			」に
「	愛	荘	町	町の一部の地域			」に

改める。

付 則

この告示は、平成 18 年 2 月 13 日から施行する。

滋賀県告示 第 145 号

昭和 53 年 滋賀県告示 第 158 号 (振動規制法に基づく振動を規制する地域の指定および規制基準の設定) の一部を次のように改正する。

平成 18 年 2 月 6 日

滋賀県知事 國 松 善 次

第 1 項の表中

「	長	浜	市	市の全域			」を
「	長	浜	市	市の一部の地域			」に、
「	秦	荘	町	町の一部の地域			」を
「	愛	知	川	町の全域			」に

「| 愛 莊 町 | 町の一部の地域 |」に
改め、浅井町の項およびびわ町の項を削る。

付 則

この告示は、平成 18 年 2 月 13 日から施行する。

滋賀県告示 第 146 号

平成 15 年 滋賀県告示 第 425 号 (悪臭防止法に基づく悪臭原因物の排出を規制する地域の指定および規制基準の設定) の一部を次のように改正する。

平成 18 年 2 月 6 日

滋賀県知事 國 松 善 次

第 1 項の表長浜市の項中「全域」を「一部の地域」に改め、同表秦荘町の項中「秦荘町」を「愛荘町」に改め、同表愛知川町の項、浅井町の項およびびわ町の項を削る。

付 則

この告示は、平成 18 年 2 月 13 日から施行する。

滋賀県告示 第 147 号

滋賀県光化学スモッグ対策実施要綱 (昭和 50 年 滋賀県告示 第 275 号) の一部を次のように改正する。

平成 18 年 2 月 6 日

滋賀県知事 國 松 善 次

第 4 条の表長浜市の項中「の全域」を「のうち平成 18 年 2 月 12 日における長浜市の区域」に改める。

付 則

この告示は、平成 18 年 2 月 13 日から施行する。

滋賀県告示 第 148 号

介護保険法 (平成 9 年 法律 第 123 号) 第 41 条 第 1 項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成 18 年 2 月 6 日

滋賀県知事 國 松 善 次

事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
(株)クリスタル介護センター 大津南営業所	大津市松原町12 - 13キップーズビル 2 - C	株式会社クリスタル 介護センター 代表取締役 鈴木 彰哲	京都府京都市中 京区瓦師町 70	訪問介護	2570101317	平成 17. 11. 30
ホームケア大津 有限会社	大津市国分一丁 目 20 番 18 号	ホームケア大津 有限会社 代表取締役 武井 智美	大津市国分一丁 目 20 番 18 号	訪問介護	2570101465	平成 17. 12. 31

滋賀県告示 第 149 号

介護保険法 (平成 9 年 法律 第 123 号) 第 46 条 第 1 項の指定居宅介護支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成 18 年 2 月 6 日

滋賀県知事 國 松 善 次

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	介護保険事業所番号	廃止年月日
ふるさと居宅介護支援事業所	大津市里五丁目 2 番 11 号	有限会社ケアネット 取締役社長 瀬川勝規	大津市里五丁目 2 番 11 号	2570100665	平成 18. 1. 15
ホームケア大津有限公司	大津市国分一丁目 20 番 18 号	ホームケア大津有限公司 代表取締役 武井智美	大津市国分一丁目 20 番 18 号	2570101465	平成 17. 12. 31

滋賀県告示第 150 号

地方自治法施行令 (昭和 22 年 政令第 16 号) 第 167 条の 5 第 1 項および第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、平成 18 年度において滋賀県が発注する一般廃棄物等収集運搬業務 (大津市内に所在する滋賀県の機関に係るものに限る。以下同じ。) の委託契約に係る一般競争入札および指名競争入札 (以下「競争入札」という。) に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

平成 18 年 2 月 6 日

滋賀県知事 國 松 善 次

1 申請できる業務 一般廃棄物等収集運搬業務

2 申請書類および配布開始時期等

(1) 申請書類

ア 一般廃棄物等収集運搬業務競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要書

ウ 法人にあっては、登記事項証明書 (発行後 3 月以内のものに限る。) またはその写し

エ 滋賀県税および消費税に未納がないことを証する納税証明書 (発行後 1 月以内のものに限る。) またはその写し

オ 財務諸表

カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年 法律第 137 号) 第 7 条の規定による大津市長の一般廃棄物収集運搬業許可証の写し

キ 営業所等の長に滋賀県との取引を委任する者にあっては、その委任状

(2) 配布開始時期 平成 18 年 2 月 8 日 (水)

(3) 配布場所 申請書は、次の場所で配布するとともに、滋賀県のホームページ (ホームページアドレス <http://www.pref.shiga.jp>) からダウンロードできる。

滋賀県総務部総務課 大津市京町四丁目 1 - 1 TEL 077 - 528 - 3111

3 申請書類の受付期間 平成 18 年 2 月 20 日 (月) から 2 月 28 日 (火) まで (土曜日および日曜日を除く。) の 9 時から 16 時 30 分までとする。

4 申請書類の受付場所 滋賀県総務部総務課 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1 TEL 077 - 528 - 3111
郵送による受付は、行わない。

5 申請書類に使用する言語 日本語

6 資格要件 競争入札に参加することができる者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 (同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。) に規定する者以外の者で、平成 18 年 2 月 1 日 (以下「基準日」という。) において次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 7 条の規定による大津市長の一般廃棄物収集運搬業に係る許可を受けており、かつ、当該許可が基準日の直前 2 年以上有効であること。

(2) 大津市内に事務所または事業所を有すること。

- (3) 滋賀県税および消費税に未納がないこと。
- (4) 基準日の直前 2 年の各営業年度において、事業系一般廃棄物の収集運搬業務に関して営業実績があること。
- 7 資格審査および資格審査付与数値 資格審査を行った結果、入札の参加資格を有すると認めたときは、次に掲げる事項について評価し、数値を付与するものとする。
 - (1) 売上高
 - (2) 経営状況
 - ア 流動比率
 - イ 自己資本比率
 - ウ 営業年数
 - (3) 経営規模
 - ア 自己資本の額
 - イ 従業員の状況
- 8 資格審査の結果通知等 申請者には、資格審査の結果を競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者にあつては、競争入札参加資格者名簿に登録する。
- 9 資格の有効期間 資格を有すると認めた日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。

滋賀県告示 第 151 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年 政令第 372 号) 第 4 条の規定に基づき、滋賀県特定調達契約のびわこ競艇開催告知広告業務に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

平成 18 年 2 月 6 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 申請できる営業種目 びわこ競艇開催告知広告業務
- 2 申請書類および配布開始時期
 - (1) 申請書類
 - ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 営業概要表
 - ウ 法人にあつては、登記事項証明書 (発行後 3 月以内のものに限る。) またはその写し
 - エ 都道府県税および消費税に未納がないことを証する納税証明書 (発行後 1 月以内のものに限る。) またはその写し
 - オ 財務諸表
 - カ 営業所等の長に滋賀県との取引を委任する者にあつては、その委任状
 - キ 掲載する新聞社との取引口座を有することを証明する書類
 - (2) 配布開始時期 平成 18 年 2 月 6 日 (月)
- 3 申請書類の受付期間 平成 18 年 2 月 6 日 (月) から平成 18 年 2 月 24 日 (金) まで (土曜日および日曜日を除く。) とする。ただし、申請者が他の時期に申請を希望する場合は、この限りでない。
- 4 申請書類の配布・受付場所 滋賀県総務部事業課 (びわこモーターボート競走場内) 〒 520 - 0023 大津市茶が崎 1 番 1 号 TEL 077 - 522 - 1122
- 5 申請書類に使用する言語 日本語
- 6 入札に参加することができない者 地方自治法施行令 (昭和 22 年 政令第 16 号) 第 167 条の 4 に規定する者に該当する者
- 7 入札に参加しようとする者に必要な資格の審査 入札に参加しようとする者に必要な資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 年間平均売上高
 - (2) 自己資本額
 - (3) 従業員数

(4) 経営比率

(5) 営業年数

8 資格審査の結果通知等 申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者にあつては、競争入札参加資格者名簿に登録する。

9 資格の有効期間および更新手続

(1) 資格の有効期間 資格を有すると認めた日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。

(2) 有効期間の更新手続 (1) に示す資格の有効期間の更新を希望する者は、平成 19 年 2 月に入札参加者に必要な資格等を告示により示す予定であるので、当該告示に基づき申請を行うこと。

公

告

建設業法に基づく許可の取消し処分の公告

建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 29 条第 1 項第 2 号の規定により次に示す処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定により公告する。

平成 18 年 2 月 6 日

滋賀県知事 國 松 善 次

1 処分をした年月日 平成 18 年 1 月 24 日

2 処分を受けた者 山寄興業

代表者 山寄清二

主たる営業所の所在地 守山市水保町 1144 番地の 8

建設業者の許可番号 滋賀県知事許可 (般 - 13) 第 021990 号

3 処分の内容 建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実 建設業法第 8 条第 8 号に掲げる許可の欠格要件に該当するに至った。

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 18 年 2 月 6 日

滋賀県知事 國 松 善 次

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
近江八幡市西庄町 258 株式会社近江八幡安全 教育センター 代表取締役 中嶋 勇	近江八幡市西庄町字八甲町 243 - 4、243 - 5、244 - 5、244 - 6、 245 - 3、245 - 4、246 - 5、246 - 6	3, 433. 85 m ²	平成 18. 1. 30	006305

一般競争入札の公告

平成 18 年度におけるびわこ競艇開催告知広告業務の契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。) 第 167 条の 6 の規定により公告する。

平成 18 年 2 月 6 日

滋賀県知事 國 松 善 次

1 入札に付する事項

(1) 業務名および数量 びわこ競艇開催告知広告業務 一式

(2) 業務の内容等 入札説明書による。

(3) 業務の期間 平成 18 年 4 月 1 日 (土) から平成 19 年 3 月 31 日 (土) まで

(4) 履行場所 びわこモーターボート競走場 大津市茶が崎 1 番 1 号

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県物品関係指名等停止基準その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止の措置期間中でないこと。
- (3) 入札参加者に必要な資格等 (平成 18 年 滋賀県告示 第 151 号) に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、3(1) に示す場所において資格審査の申請を行うこと。

3 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先 滋賀県総務部事業課 (びわこモーターボート競走場内) 〒 520 - 0023 大津市茶が崎 1 番 1 号 TEL 077 - 522 - 1122
- (2) 契約条項を示す期間 平成 18 年 2 月 6 日 (月) から平成 18 年 3 月 20 日 (月) まで (土曜日および日曜日を除く。) の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1) に示す場所において交付する。ただし、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会の日時および場所 平成 18 年 3 月 7 日 (火) 15 時 びわこモーターボート競走場内 5 階小会議室
- (5) 入札書の受領期限 平成 18 年 3 月 27 日 (月) 14 時 30 分
- (6) 開札の日時および場所 平成 18 年 3 月 27 日 (月) 15 時 びわこモーターボート競走場内 5 階小会議室

4 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則 (昭和 51 年 滋賀県規則 第 56 号) および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則 (平成 7 年 滋賀県規則 第 92 号) の規定によるものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者 (以下「入札参加者」という。) は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

5 保証金 入札保証金および契約保証金については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則の規定による。

6 契約書の作成の要否 要

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則 第 199 条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

8 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

9 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

10 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、封印した入札書を 3(5) に示す受領期限までに提出しなければならない。
- (2) 当該調達に関する苦情申立てに基づく滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (3) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services required : The advertisements service of sports newspaper, Biwako Boat Race guide
- (2) Deadline for tender : 14 : 30, 20 March 2006
- (3) For further information, contact : Public - managed Gaming Division (Biwako Boat Racing Course), Department of General Affairs, Shiga Prefectural Government, 1 - 1 Chagasaki, Otsu - shi, Shiga 520 - 0023 Japan TEL 077 -

522 - 1122

警 察 本 部 公 告

平成 17 年度滋賀県警察官 (県外 B) 採用試験合格者公告

平成 18 年 1 月 26 日開催の滋賀県人事委員会において決定された平成 17 年度滋賀県警察官 (県外 B) 採用試験の合格者受験番号は、次のとおりである。

平成 18 年 2 月 6 日

滋賀県警察本部長 永 野 賢 治

[石川県]

7055 (以上 1 人)

[福井県]

48 124 1011 (以上 3 人)

[福岡県]

2154 (以上 1 人)

[熊本県]

9500099 (以上 1 人)

[宮崎県]

1210 (以上 1 人)

[鹿児島県]

113 (以上 1 人)

正 誤

平成 17 年 4 月 1 日付け号外 (3) 滋賀県訓令 第 10 号中

ページ	行	誤	正															
2	1	第 9 条 第 1 項の表地方機関の部	第 9 条 第 1 項の表地方機関の部琵琶湖博物館の項中 <table><tr><td>副館長</td><td>総務部長</td><td></td></tr><tr><td>部 長</td><td>館長が指定する吏員</td><td></td></tr></table> を <table><tr><td>副館長</td><td>総務部長または館長が指定する者</td><td></td></tr><tr><td>部 長</td><td>館長が指定する吏員</td><td></td></tr><tr><td>課 長</td><td></td><td></td></tr></table> に 改め、同部	副館長	総務部長		部 長	館長が指定する吏員		副館長	総務部長または館長が指定する者		部 長	館長が指定する吏員		課 長		
副館長	総務部長																	
部 長	館長が指定する吏員																	
副館長	総務部長または館長が指定する者																	
部 長	館長が指定する吏員																	
課 長																		
59	下から 6	別表 第 5 成人病センター、小児保健医療センターおよび精神保健総合センターの決裁事項の表 10 の項中「個人情報の開示または訂正」を「保有個人情報の開示、訂正または利用停止」に改め、同表 11 の項中「個人情報の」を「保有個人情報の」に改め、同表を別表第 6 とする。 別表 第 4 琵琶湖博物館決裁事項の表 7 の項中「個人情報の開示または訂正」を「保有個人情報の開示、訂正または利用停止」に改め、同表 8 の項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同表を別表第 5 とし、別表 第 3 の次に次の 1 表を加える。	別表 第 4 を次のように改める。															

62

下から 4

47 その他センター長が知
事の承認を受けた事項

○

47 その他センター長が知
事の承認を受けた事項

○

別表 第 5 成人病センター、小児保健医療センター
および精神保健総合センターの決裁事項の表 10 の項
中「個人情報の開示または訂正」を「保有個人情報の
開示、訂正または利用停止」に改め、同表 11 の項中
「個人情報の」を「保有個人情報の」に改め、同表を別
表第 6 とし、別表 第 4 の次に次の 1 表を加える。

別表 第 5 琵琶湖博物館決裁事項

専 決 事 項	決裁権者			摘 要
	副館長	部長	課長	
1 博物館内の所掌事務に ついての処理方針の決定	○			
2 所掌事務についての軽 易な陳情の処理	○			
3 所掌事務についての会 議の開催				
(1) 重要なもの	○			
(2) 軽易なもの		○		
4 所掌事務についての広 報の実施	○			
5 4 のうち軽易なもの		○		
6 滋賀県情報公開条例に 基づく公文書の公開の請 求に対する決定および通 知ならびに公文書の公開 の実施	○			
7 滋賀県個人情報保護条 例に基づく保有個人情報 の開示、訂正または利用 停止の請求に対する決定 および通知ならびに保有 個人情報の開示、訂正ま たは利用停止の実施	○			
8 滋賀県個人情報保護条 例に基づく口頭により開 示請求を行うことができ る保有個人情報の決定お よびその実施	○			
9 滋賀県個人情報保護条 例に基づく個人情報取扱 事務登録簿の作成	○			
10 所掌事務についての統 計の作成ならびに資料の 刊行および配布		○		
11 所掌事務についての通 知、通達、照会、回答、 報告、届出、依頼、申請、 上申、進達等	○			
12 11 のうち軽易なもの		○		
13 所掌事務についての各 種証明		○		
14 所掌事務についての各 種台帳、帳簿、記録等の 備付けおよびその管理		○		
15 学芸職員以外の職員 (副館長を除く。)の配置 および事務分掌の決定	○			

				16 臨時的任用の職員に係る内申			○	総務課長に限る。
				17 日々雇用職員の雇用および雇用実績の報告			○	総務課長に限る。
				18 職員の給与の昇給、昇格、給料の調整額等に係る内申	○			
				19 職員の扶養親族の認定			○	総務課長に限る。
				20 職員の住居届の確認ならびに住居手当額の決定および改定			○	総務課長に限る。
				21 職員の通勤届の確認ならびに通勤手当額の決定および改定			○	総務課長に限る。
				22 職員の児童手当の受給資格の認定ならびに児童手当額の認定および改定			○	総務課長に限る。
				23 職員の給与の支給に関する諸報告			○	総務課長に限る。
				24 職員の旅行の命令				外国旅行については、あらかじめ職員課長に協議しなければならない。
				(1) 部長および上席総括学芸員に係るもの	○			
				(2) 館長、副館長、部長、上席統括学芸員を除く職員に係るもの		○		
				25 証人等の内国旅行の依頼			○	総務課長に限る。
				26 外国旅行に要する旅費支給額の決定			○	総務課長に限る。
				27 旅費の調整			○	総務課長に限る。あらかじめ職員課長に協議しなければならない。
				28 職員の時間外勤務、休日勤務の命令				
				(1) 部長および上席総括学芸員に係るもの	○			
				(2) 館長、副館長、部長、上席総括学芸員を除く職員に係るもの		○		
				29 職員の年次有給休暇の届出の受理および時季変更権の行使、特別休暇、職務に専念する義務の免除(職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第2号の規定に係るものに限る。)その他服従の承認				
				(1) 部長および上席総括学芸員に係るもの	○			

			(2) 館長、副館長、部長、 上席総括学芸員を除く 職員に係るもの	○		総務部長 に限る。
			30 地方公務員の育児休業 等に関する法律 第 9 条 の規定に基づく職員の部 分休業の承認および承認 の失効等に係る措置		○	総務課長 に限る。
			31 職員の特別休暇の承認 報告		○	総務課長 に限る。
			32 職員の知事表彰に係る 内申	○		
			33 職場研修の実施および 推進		○	総務課長 に限る。
			34 公用自動車の使用承認		○	総務課長 に限る。
			35 職員の兼職承認 (滋賀 県職員兼職承認取扱要領 別表に定めるものに限る。) および兼職承認の副申	○		
			36 所管行政財産の維持管 理	○		
			37 所掌事務についての公 有財産の登記および登記 の嘱託		○	総務課長 に限る。
			38 所掌事務についての使 用料、手数料等の減免お よび還付の決定	○		
			39 滋賀県公有財産事務規 則および滋賀県財務規則 に規定する地方機関の長 の権限に関する事項	○		
			40 別表 第 1 共通決裁事 項 (3) 収支に関する決裁 事項ア収入を伴う事務に 掲げるその他の地方機関 の長の権限に関する事項		○	総務課長 に限る。
			41 別表 第 1 共通決裁事 項 (3) 収支に関する決裁 事項イ契約の締結その他 支出を伴う事務に掲げる その他の地方機関の長の 権限に関する事項	○		
			42 41 のうち報酬、共済 費、賃金、旅費、需要費、 役務費、原材料費、公課 費、1 件 100 万円未満の 委託料、使用料および賃 借料ならびに備品購入費		○	総務課長 に限る。
			43 特別観覧の許可	○		
			44 博物館資料の収集	○		
			45 44 のうち軽易なもの		○	
			46 博物館資料の借入れお よび貸出し	○		
			47 46 のうち軽易なもの		○	
			48 その他館長が知事の承 認を受けた事項	○		

